

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第161号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条防災危機管理室の款第9号中「並びに帰宅困難者観光地対策協議会（室が所管する事務に関するものに限る。）」を削る。

第9条市民協働政策推進室の款第4号中「及び市民参加推進フォーラム」を「市民参加推進フォーラム及び下京区西部エリア活性化将来構想策定委員会」に改める。

第10条文化芸術都市推進室の款文化財保護課の項第5号中「及び京都をつなぐ無形文化遺産審査会」を「京都をつなぐ無形文化遺産審査会及び重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」に改める。

第11条観光MICE推進室の款第8号中「帰宅困難者観光地対策協議会（行財政局の所管に属するものを除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)